

古賀市グリーン購入基本方針

(案)

令和3年●月改定

1 背景及び意義

気候変動による異常気象が市民の生活や経済等に与える影響がますます深刻化するなか、世界共通の目標として、2015年にSDGs（持続可能な開発目標）とパリ協定（長期削減目標）が採択されました。

SDGsでは目標12「持続可能な生産消費形態を確保する」において、ターゲット12.7「国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達を促進する。」が位置付けられており、日本では目標達成の指標として国等の機関のグリーン購入が位置付けられています。

また、気候変動対策の観点では、パリ協定の発効に基づき、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）が改定され、第21条では「その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用」をすることが定められています。

なお、日本国内では、製品やサービス等の調達という側面において、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）の第十九条において再生品の使用の促進について言及されているほか、第5次環境基本計画（平成30年4月閣議決定）では重点戦略①「持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築」においてグリーン購入が求められています。グリーン購入の取り組みは「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「グリーン購入法」という。）（平成12年法律第100号）が平成13年4月に施行されて以降、地方公共団体においても法に基づく取り組みが期待されています。

このため、地球温暖化を中心とした社会的課題の解決には、消費と生産のあり方を見直し、経済社会のあり方そのものを環境負荷の少ない持続的な発展が可能なものに変革していくことが不可欠です。

市は、地域における環境物品等の市場に大きな影響を与えることができる比較的規模の大きな消費者であるとともに、地域の環境保全に対して先導的な役割を担う立場にあることから、これまで、「古賀市環境保全実行計画」「古賀市地球温暖化防止率先行動計画」「古賀市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、自ら率先して環境物品等の調達を推進することにより、積極的に環境物品等への需要の転換を図ってきたところですが、「グリーン購入法」及び「古賀市公害防止等製伊勝環境の保全に関する条例」、に基づき、逸走のグリーン購入の推進を図るため、本基本方針を定めます。

2 目的

この基本方針は、市の機関における一層のグリーン購入の推進することにより、日常業務から生じる環境への負荷低減を図るとともに、市民、事業者等におけるグリーン購入を喚起し、環境物品等への需要の転換を図ることによって持続的な発展が可能な社会の形成に資するため、「古賀市公害防止等生活環境の保全に関する条例」第20条第2項の規定に基づき、毎年度、環境物品等の調達方針を作成する際の基本的事項を定めるものです。

3 定義

基本方針における定義は、以下のとおり。

- (1)「グリーン購入」とは製品等を個製品等を購入し、若しくは借り受け、又はサービスの提供を受ける場合に価格、品質、利便性、デザインだけでなく環境への負荷ができるだけ少ないものを優先的に選択することをいう。
- (2)「環境物品等」とは、グリーン購入法第2条各号に規定する環境への負荷の低減に資する原材料、部品、製品、サービス（役務）等のことをいう。
- (3)「調達推進品目」とは、市が重点的にグリーン購入を推進する環境物品等の種類をいう。

- (4)「古賀市グリーン購入調達方針（以下、調達方針）」とは、古賀市のグリーン購入の対象品目及びその判断基準等については、「古賀市グリーン購入調達方針」で定めたもの。
- (5)「適合環境物品等」とは、調達方針に定められている対象品目を購入した場合に、判断基準に適合する環境物品等のことをいう。

4 適用範囲

基本方針及び調達方針の適用範囲は、市が行うすべての事務事業における消耗品及び備品の購入並びに物品の借上並びに印刷及び公共工事の発注物品等を対象とする。

5 委託事業への適用

- (1)市の委託事業において受託事業者が物品等を調達する場合についても、この基本方針に沿ったグリーン購入を求めていくものとします。
- (2)(1)の実効性を確保するため、事業等を担当する市の各機関は、委託契約書の中にグリーン購入について規定するものとします。

6 基本的な考え方

物品等の調達にあたっては、次に掲げる事項に留意し、従来考慮されてきた価格や品質などに加え、環境負荷の低減を考慮した物品等を選択する。

- (1)物品等の調達にあたっては、従来から考慮されてきた価格や品質などに加え、環境保全の観点を検討することとします。
- (2)材料となる資源の採取から、製造、流通、使用、廃棄、リサイクルなど物品等のライフサイクル全体についての環境への負荷の低減を考慮した物品等を選択することとします。
- (3)グリーン購入の推進を理由として、物品等の調達総量が増加することのないよう配慮するとともに、調達した物品等は、長期使用や適正使用、分別廃棄などに留意し、期待される環境負荷低減効果が着実に発揮されるよう配慮するものとします。こととします。
- (4)公共工事については、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、国が定める「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に沿うよう努めること。

7 対象品目

古賀市において重点的にグリーン購入に取り組む分野は以下のとおりです。

- (1)紙類
- (2)文具類
- (3)オフィス家具等
- (4)画像機器類
- (5)パソコン等
- (6)オフィス機器等
- (7)照明
- (8)自動車
- (9)制服・作業服
- (10)作業手袋
- (11)その他繊維製品
- (12)役務

(13) ごみ袋等

(14) 公共工事

8 調達推進品目の選定

(1) 調達推進品目には、次のものを選定します。

①環境物品等の調達が容易であり、かつ、価格面において著しく割高とならないもの。

②①以外で環境への負荷を低減する上で、特に調達すべきもの

(2) 調達推進品目は、古賀市地球温暖化対策等事務局会議において選定します。

9 判断基準と配慮事項

(1) 調達手続きの透明性や公平性を確保するため、調達推進品目に該当する物品等において、優先的に選択するための判断基準を定めます。

(2) (1) の判断基準とはしないが、環境物品等を調達するにあたって、さらに配慮することが登摩しい事項（配慮事項）を併せて定めます。

9 調達方針

古賀市におけるグリーン購入を総合的かつ計画的に図るため、条例第20条第2項の規定に基づき、この基本方針に即して、毎年度調達方針の作成を行います。なお、調達方針には次の事項を定めます。

①調達推進品目

②調達目標

③その他、グリーン購入の推進に必要な事項

1.1 物品調達の原則

(1) 調達推進品目に選定されている物品等を調達しようとするときは、適合環境物品等の中から調達します。

(2) 調達推進品目の調達にあたって、適合環境物品等が調達できないときは、環境に配慮された物品等を調達します。

1.2 取組状況の集計及び公表等

対象品目である物品等の調達実績は、各課の環境推進員が行い、とりまとめは事務局（環境課）が行います。

事務局は、とりまとめ結果を古賀市地球温暖化対策委員会で報告を行い、市の環境報告書等で公表するものとします。

1.3 情報の活用と提供

物品等の調達にあたっては、環境物品等に関する情報を商品カタログのほか、環境ラベルやインターネット（グリーン購入ネットワークが運営する「エコ商品ねっと」等）などを通じて積極的に入手し、活用するとともに、市民や事業者に対しても、グリーン購入に関する適切な情報の提供と普及に努める。

1.4 推進体制

(1) 古賀市におけるグリーン購入を効果的に推進するために、別記のとおり推進体制を定めます。

(2)所属長及び各所属の環境推進員は、グリーン購入の推進に関する啓発及び取組状況の管理・監督を行うものとします。

1.5 施行時期

本基本方針は、平成 15 年 4 月 1 日から施行します。

(平成 17 年 4 月 1 日一部改正)

(平成 23 年 4 月 1 日一部改正)

(平成 23 年 4 月 1 日一部改正)

(令和 3 年●月●日一部改正)

(別記)

古賀市グリーン購入推進体制

